

疑義を避けるために明記すると、国際資本市場協会（ICMA）が発行するソーシャルボンド原則は、ICMA がウェブサイト上で公開している [英語版](#) が公式のものである。この和訳は一般の参照用として提供するものである。

サステナビリティボンド・ガイドライン 2018

2018年6月

はじめに

昨今、グリーンボンド原則（GBP）とソーシャルボンド原則（SBP）（以下、両原則と総称する）の両方に適合する債券向けの発行市場が発展している。これらの債券発行は継続した調達資金使途指定債券の発展を表している。特定の事例はリソースセンター（<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/resource-centre/>）にて閲覧できる。

本ガイドラインは両原則の関連性を確認し、また、適用による透明性とサステナビリティボンド市場への情報開示を促すために公表されている。従って、両原則に共通する4つの核となる要素と、外部評価の使用及びインパクト・レポーティング（影響評価報告）に関する奨励は、いずれもサステナビリティボンドにも適用される。

本書の目的は、サステナビリティボンド市場の健全性を促進し、発行体が投資家の期待をよりよく予測し、達成することを確実なものとするにある。本書は、期待される（または実現された）環境的・社会的影響を投資家が審査・評価するために必要とされる情報の提供を促すことを目的としている。また、債券発行にあたり期待される情報及び方法論の開示を促すことで、引受金融機関を支援する役割をも担う。

サステナビリティボンドの定義

サステナビリティボンドとは、その手取金の全額がグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクト双方への融資または再融資に充てられる債券である。サステナビリティボンドは、GBP と SBP の両方に共通する4つの核となる要素に適合している債券であり、特に GBP は該当グリーンプロジェクトに関連性が高く、SBP は該当ソーシャルプロジェクトに関連性が高いものとなる。

なお、ある一定のソーシャルプロジェクトは、環境面での便益も兼ね備えるケースがあり、また、ある一定のグリーンプロジェクトは、社会面での便益を兼ね備えるケースがある。調達資金の用途を指定した債券をグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビリティ債のどれに分類するかは、対象プロジェクトの主な目的に基づいて発行体が決めるべきものである。

重要なのは、サステナビリティボンドとは、両原則の核となる4つの要素に従わない債券とは代替可能と考えるべきでない、ということである。

リソースセンター

グリーンボンド、ソーシャルボンドおよびサステナビリティボンドに係る推奨テンプレート（雛形）やその他の関連資料は、リソースセンター（<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/resource-centre/>）で入手できる。このリンクでの案内で入手したテンプレートに記入した内容は、リソースセンターにおいて市場情報としてオンラインで公開できる。

注記

GBP の付録 I 及び SBP の付録 I にて参照されるグリーンボンドの4つの種類及びソーシャルボンドの4つの種類は、グリーンプロジェクトとソーシャルプロジェクトが組み合わされる場合、サステナビリティボンドにおいても適用される。

持続可能な開発目標（SDGs）に関連するものも含め、サステナビリティに関するテーマ型債券の市場もあることも認識されている。いくつかの事例においては、そのような債券は主もしくは全体的に持続可能な活動に関係した組織によって発行されているが、それらの債券は両原則の4つの核となる要素には沿っていない。そのような場合、投資家は適切に周知される必要があり、またサステナビリティボンドであることもしくは持続可能な開発目標を参照していることによって GBP もしくは SBP の要素を含むと暗示しないよう、注意が必要である。これらの発行組織は可能であれば、既発行のサステナビリティ、SDG、その他のテーマ型債券に対して、適切な GBP 及び SBP のベストプラクティス（例えばレポーティング要件について）を採用し、かつ将来の発行を両原則に適合させることが奨励される。

GBP と SBP の持続可能な開発目標へのマッピングは発行体、投資家、債券市場参加者が持続可能な開発目標に照らしてグリーン、ソーシャルもしくはサステナビリティボンド／プログラムの金融商品进行评估することができる広範な枠組みを提供することを目指おり、ICMA ウェブサイト（<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/>）で入手可能である。

免責条項

サステナビリティボンド・ガイドラインは、自主的な手続きに関するガイドラインであり、サステナビリティボンドやその他の証券の売買の勧誘やいかなる形の助言（税務、法務、環境、会計、規制）を提供するものでもない。

サステナビリティボンド・ガイドラインは、公的にも私的にも、いかなる当事者に対しても権利義務関係を形成するものではない。発行体は、サステナビリティボンド・ガイドラインに依存することなく、自主的かつ自らの判断でサステナビリティボンド・ガイドラインを採択し、実施するのであり、サステナビリティボンド発行の判断につき自ら責任を負う。発行体が発行するサステナビリティボンドに係る約束や調達資金の用途を遵守しない場合、サステナビリティボンドの引受機関は責任を負わない。もし、該当する法律や規則、規制と、サステナビリティボンド・ガイドラインが相反する場合は、関連する各国法、規則、規制が優先される。

* * *

Japanese language translation courtesy of Hong Kong Quality Assurance Agency and review by Clifford Chance (Gaikokuho Kyodo Jigyo).



コンタクト先:

ICMA Paris Representative Office
62 rue la Boétie
75008 Paris
France
Tel: +33 1 70 17 64 70
sustainabilitybonds@icmagroup.org
www.icmagroup.org